

革命期シェイエスにおける 憲法制定権力論（2）

高野敏樹

はじめに

- I. 「アンシャン・レジームの危機 (la crise de l'Ancien Régime)」と基本法、「国制」および憲法
 ——「三部会 (Etats Généraux)」の招集をめぐる憲法と政治
 (1) シェイエスの『第三身分とはなにか』
 (2) 革命と憲法の「紼帶」(le lien de la solidarité de la Révolution et de la Constitution)
 (以上, 31号掲載)

II. シェイエスの憲法制定権力論

- (1) 「憲法を作る力 (pouvoir constituant)」と「憲法によって作られた力 (pouvoirs constitués)」
 (2) 憲法制定における国民意思の絶対性
 (3) 憲法制定における特別代表への委任
 (4) 憲法改正の無限界性
 (以上, 本号掲載)

III. 憲法制定権力と立憲議会

- (1) 国民の「意思の言説 (discours de la volonté)」としての憲法制定権力論
 (2) 三部会から憲法制定国民議会へ
 ——憲法制定国民議会における憲法制定権力論

むすび

II シェイエスの憲法制定権力論

—『第三身分とはなにか』における憲法制定権力論

シェイエスは、『第三身分とはなにか』において、「すべての自由な国民(nation)において——すべての国民は自由でなければならない——憲法に関する意見の対立に終止符をうつ方法はひとつしかない。それは、名士たち(notables)に頼ることではない。国民自身に依拠することが必要なのである。われわれに憲法がないのなら、それをひとつ作らなければならぬ。」⁽¹⁾と述べて、フランスにおいて、いまや国家権力を拘束する「あらたな憲法」の制定が必要とされている旨の明確な意思表示を行った。

そして、そのようなあらたな憲法を制定するにあたって、憲法制定の主体が国民であること、すなわちシェイエスの表現するところにしたがえば、「国民だけが憲法制定権力を有する」ことを指摘し、この国民の手中に存在する憲法制定権力の意味と構造とを次のように主張したのであった。

(1) 「憲法を作る力 (pouvoir costituant)」と「憲法によって作られた力 (pouvoirs constitués)」の区別

(1) すでに述べたように、特權身分の主張するところにしたがえば、フランスにはすでに基本法ないし憲法と称されるべき国法の体系が存在し、それがフランス王国の国家秩序すなわち「国制」を形成している。

この「国制」の観念のもとにおいては——すくなくともその立憲主義的な側面において——税を賦課するに際しては、たとえ国王の権力といえども国民の同意を得なければならない。しかし、他方で、そのような「国制」のもとにおいては、税の賦課に同意をあたえるべき国民代表機関であるところの全国三部会それ自体もまた、伝統的な「憲法=国制」の観念による制約のもとにある。すなわち、全国三部会は、(1) 先例のしめす手続にし

たがって招集されたのち、（2）それぞれの身分別に集会を開き、（3）身分別にその意思を決定し、表示しなければならない。

以上が、「国制」および全国三部会の招集と運営についての高等法院の統一的見解であり、またそれを支持する——啓蒙的な——特権身分の主張であった。

（2）しかしながら、これに対して、シェイエスの主張するところにおいては、かりに国王の提示する課税案に国民の同意が必要であるとするなら、そこにはそのような課税に同意する「国民意思（volonté nationale）」が存在しなければならない。そして、その場合の「国民意思」は市民全体の「共通かつ単一の意思」でなければならないことは明白である。この意味において、伝統的な身分と地位との区別を基礎とする代表組織——すなわち全国三部会——の仲介によっては、国民が自己の統一的な意思を表明することは不可能である。

以上を要するに、シェイエスにおいて、「諸君が三つの身分、三つの代表を残すかぎり、国民意思はひとつではありえない」。ここに、この国において、あらたな憲法を制定すべき理由があるのである。

「（伝統的な「国制」のもとで）全国三部会を支配しているものが第三身分の利益に反するものであるなら、（第三身分が）そこに出席することは、はたしていかなる意味をもつであろうか。国民がそこに出席することは、自分自身に対する圧迫——国民はその永遠の犠牲者である——を許すことにならざるをえない。」⁽²⁾

「いく人かの人びとが頑強に主張するように、われわれには憲法（ただし、その意味は、特権身分が主張するところの「国制」としての「憲法」）があり、それにもとづいて全国的な会議（全国三部会）が三つの身分の市民のそれぞれの代表者によって構成されると仮定しても、すくなくと

も今これらの三つの身分のうちのひとつの身分が強力な要求を掲げており、これについて判断を下さなければ一步も前にすすむことができないという状況だけは見逃しえない。」⁽³⁾

(3) シェイエスは、以上のように、全国三部会の招集と構成に関する先例の適用を拒否したうえで、つづけて「この問題について判定を下す権限はだれにあるのだろうか」と問い合わせを発している。シェイエスによれば、それは次のように答えられなければならない。

「多くの人びとがフランスの憲法であると信じている王国の組織の各部分は、今日たしかにたがいに協調していない。だれがこれを調停することができるのだろうか。それは必然的に、いかなる法であれ、人の定立した法 (tout forme positive) の規定の適用をうけることのない国民である。」⁽⁴⁾

「革命は、時代とものごとの勢いがおし進めるものであり、それに目を閉ざそうとしてもむだである。目をそむけても、現実はいささかも変わらないのである。」⁽⁵⁾

このようにして、「今やわれわれが第三身分の地位について考察する必要のあることがらは、第三身分の私法上の地位に関してではなく、むしろ第三身分の地位と憲法との関係に関してである」。すなわち、「われわれに憲法がないのなら、それをひとつ作らなければならない。国民だけが憲法を制定する権力を有する」⁽⁶⁾のである。

(4) それでは、制定されるべき憲法はいかなる性質のものであるべきか。そして、それは特権身分の主張する王国の「国制」あるいは「基本法」

とどのような関係にあるか。さらには、そこでの本来ありうべき「憲法と国民自身との間の正常な関係」とはなにか。

以上のような一七八九年の論争のいわば本質部分を形成する問題に対する回答として、シェイエスは、憲法を定義して次のように述べている。

「ひとつの目的のためにひとつの団体を創設するとき、その組織に対して人が行わせようと考える機能をはたすことのできる形態と法規とをあたえないわけにはいかない。これが、その団体のいわゆる憲法である。」⁽⁷⁾

「明らかにその憲法の存在がなければ、団体それ自体も存在しえない。したがって、委任をうけているあらゆる政府が憲法なしに存在しえないことも明らかである。」⁽⁸⁾

以上に引用したように、シェイエスにおいて、憲法とは、（1）国家の形態を決定し、国家に一定の機能をあたえる法規であり、（2）その法的実質において、国家形成の主体であるところの国民から国家へ統治権限を授権する規範の体系である。

そして、このような憲法は、シェイエスにしたがえば、次のような二つの構成部分に分けられるものである。そのひとつは、「立法団体（corps législatif）の組織と機能を規定する」部分であり、いまひとつは、「行動団体（corps actifs）の組織と機能を規定する」部分である。シェイエスにおいては、これらの二つの憲法の構成部分はまさしく国家における「基本法（lois fondamentales）」としての性格をもつものである。

「これらの二種類の法規は基本法と称される。しかし、それはこれらの法が国民意思から独立して存在しうるという意味においてではない。これらの法規が基本法と称されるのは、まさしくこの基本法にもとづいて

存在し、かつ活動する団体は、その法に指一本たりともふれることができないという意味においてである。」⁽⁹⁾

以上のようにして、シェイエスの基本法の観念は、特権身分の側から主張される基本法すなわち「国制」の思想からの明確な離脱をしめした。すなわち、シェイエスにおいて、憲法はあらゆる政治組織体を拘束する——したがって、あらゆる政治組織体もこの憲法の定めに反する行動をなしえない——という意味において国家の基本法としての法概念の枠組みを継承するものではあるが、しかしその憲法＝基本法の淵源はかつての身分社会を肯定する理由として用いられた「国民の意思から独立した」存在としての「王国の伝統」や「超自然的な意思」という所与の観念にあるのではない。憲法は、政治体を形成する「国民の意思」に基盤をおく規範なのである。

(5) そして、このことからふたたび、あらゆる政治組織体が憲法に拘束されるべき理由が生じる。

なぜなら、憲法は次に述べるように、国家の始源的な権力である「憲法を作る力」によって直接に制定されたものだからである。

「憲法は、そのいかなる構成部分においても、憲法によって作られた権力 (pouvoirs constitués) の作品ではなく、憲法を作る力 (pouvoir constituant) によって作られたもの」⁽¹⁰⁾だからである。

「いかなる種類の代理権力 (pouvoir délégué) も自己の代理権の条件をいささかも変更することはできない。この意味において、憲法は基本法である。その二つの構成部分のうち、第一の部分すなわち立法機関を設立する憲法は、あらゆる組織に先だって国民意思 (volanté nationale) により創設される。それが第一の段階である。第二の構成部分である行動

団体の組織と機能を規定する部分は、特定の代表意思（volonté représentative spéciale）がこれを定める。かくして、政治の諸機構は国民に対してそれぞれに責任を負い、国民に従属する。」

「代表者団体は立法権または共同意思の実施を委任されている。しかし、それらは国民が欲するままの状態においてのみ存在しうるにすぎないのである。」^⑪

(6) 「基本法としての憲法」は、以上に述べたように、それを制定する「国民の意思」すなわち「憲法を作る力（pouvoir constituant）」によって創設される。それでは、法律は国法体系のなかでいかなる地位にあると考えられるべきか。すなわち、憲法と法律の関係はどのように理解されるべきか。

この点について、シェイエスは、法律の目的を「市民を保護し、共同の利益（l'intérêt commun）を規定する」ものと定義したうえで、そのような法律は「自己を規定する条件にしたがって構成され、活動する立法機関」によって制定されるものであることを指摘する。

シェイエスにおいて、立法権限とは、以上のように、「自己を規定する条件」すなわち憲法によって付与された条件にしたがって構成され、かつ行使されるべき権限である。この意味において必然的に立法権は、「憲法を作る力（pouvoir constituant）」ではなく、「憲法によって作られた権限（pouvoirs constitués）」であるにすぎない。ここにおいて、シェイエスによれば、法律は「もっとも重要な国法」ではあるものの、「これらの法律は（憲法との関係においては）第二次的なものとしてとり扱われる」べきものである。^⑫

(2) 憲法制定における国民意思の絶対性

(1) 以上のような「憲法を作る力」と「憲法によって作られた力」の関係のもとにおいて、憲法は当然のことながら、「憲法によって作られた力」を拘束する。

しかし、これとはことなり、「憲法を作る力」それ自体を拘束ないし規制することは論理的に不可能といわざるをえない。シェイエスにおいて、とりわけ憲法が、自分自身を生みだす力の源泉であるところの国民とその意思を拘束することは理論上の背理である。

シェイエスは、「人びとはわれわれに向かって、いかなる見解ないしはいかなる利益によって国民自体に憲法をあたえるべきであったというのか、と尋ねるであろう」と述べたうえで、それに対する回答として、次のような国民意思の絶対的な合法性と正当性とを強調した。

「国民はすべてに優先して存在する (*la nation existe avant tout*)。国民はあらゆるもの源泉である (*Elle est l'origine de tout*)。その意思は、つねに合法 (*toujours légale*) であり、その意思こそ法そのものである。国民の意思に先だち、その上に存在するものとしては、ただひとつ、自然法 (*droits naturel*) があるにすぎない。」⁽¹³⁾

「国民は、あらゆる形式から独立した存在である。国民がいかなる方法によってその意思を形づくろうとも、その意思が表明されればそれで充分である (*Une nation est indépendante de tout forme; et de quelque manière qu'elle veuille, il suffit que sa volonté paraisse*)。なぜなら、国民の前においては、あらゆる実定法は、それがその源泉および最高の支配者の前におけるのと同様に、まったく無力になるからである」⁽¹⁴⁾。

そして、この場合の国民意思にとっては、「国民意思が実在するということのみがつねにその合法性の必要条件であり、またそのような国民意思が実在するということがあらゆる合法性の源泉である (La volonté nationale, n'a besoin que de sa réalité pourêtre toujours légale, elle est l'origine de toute légalité)」^⑯。すなわち、「国民が実定法に規定されることはありえない」^⑰。

このように述べたうえで、シェイエスは、特權身分の構想にもとづく全国三部会の招集——すなわち1614年の先例にしたがった構成と運営方法——が不当であることを次のように非難している。

「諸個人の集合体に対して、それに先だって存在していた権力がはたして『余は斯々の法律にもとづき汝らを招集する。汝らは余の定める条件にしたがって国民を形成せよ』ということがはたして可能であろうか。われわれが今ここで語るのは、強盜行為についてではない。征服でもない。それはただひとえに正当な結合、すなわち自発的で自由な結合 (association légitime, c'est-à-dire volontaire et libre) についてである」^⑱。

(2) 以上のようにして、シェイエスは、「国民は憲法上の方に縛られるべきではなく、また縛られうるものでもない」ことを宣言し、全国三部会の構成と運営方法をめぐる憲法問題は、このような「憲法を作る力」としての国民意思によってのみ解決されるべきことを次のように主張したのであった。

「憲法の諸規定について最初の紛争が起きたとき、国民がかりに疑義の生じたその憲法によってのみ行動しなければならないという束縛のもとにあるとすれば、その場合の国民とはは一体いかなるものであろうか。市民が、行動権の一部に自己に関する紛争をただちに裁決する権力をあたえている事実が私法秩序においていかに重要であるかを想起すべきで

ある。これと同様に、行動権の諸部門は、それらの部門相互の間に生起する紛争を立法機関の裁定に委ねなければならない。しかし、その立法機関それ自体のなかで紛議が生じる場合、だれが最高の裁判権をもつのであろうか。というのは、つねにひとりの最高裁判官が必要であって、それがなければ秩序は崩壊し、無秩序が招来されるからである。」⁽¹⁸⁾

「すでに組織された団体が自己の組織法を決定するということは、一体どのように考えれば可能となるのであろうか。法人格をもつ団体のひとつ、ないしはいくつかの本質的な構成要素は、それらをどれひとつとして別個に扱うことはできない。権力は、集合体 (*l'ensemble*) にのみ所属する。ひとつの部分が異議の申立をすれば、ただちに全体の存在は消滅する。その場合、全体が存在しないのに、全体がいかにして裁判を行うことができるのであろうか。国民があらゆる法規と憲法（組織法）上の方式に拘束されずに存在すると考える所以でなければ、かりに組織法上の諸部分に紛争が生起した場合には、その国家にはもはや憲法は存在していないといわざるをえないであろう。」⁽¹⁹⁾

（3）憲法制定における特別代表への委任

（1）以上に述べた国民の憲法制定権力はどのように行使されるべきか。この点について、シェイエスは、「国民代表」の態様を次のように「普通代表 (*représentants ordinaires*)」と「特別代表 (*représentants extraordinaires*)」の二つのカテゴリーに分類し、憲法制定権力は実際上は、後者の「特別代表」に委任されるべきであることを主張した。

すなわち、国民の「普通代表者」は、「憲法上の諸方式にしたがって、善政をつづけていくために必要な共同意思の一部をすべて実施する任務をもっている。その権力は、政務 (*affaires du gouvernement*) の範囲内にか

ぎられている」。

しかし、これに対し、「特別代表者」は「国民がすすんであたえるあたらしい権力をもつであろう。実際、大きな国家の国民は異常な事件が起きるたびにただちに全員が集合することはできないのであって、このような場合には問題を解決するのに必要な権力を特別代表者に委任せざるをえない」。

「特別代表団は、国民の議会に代わる存在である。しかし、いうまでもなく、特別代表団は国民意思の全権 (*prénilude de la volonté nationale*) を授けられる必要はない。単に、このような非常事態に対処するための特別の権力 (*pouvoir spécial*) のみを授権されればよい。この特別代表団は、国民自身の地位がそうであるように、国民にかわってあらゆる組織法 (*toutes formes constitutionnelles*) から独立した存在である。」

「特別代表」は、「憲法を制定するために国民自身の代理をなす。その点について特別代表団は、国民と同様に独立性をもつ。彼らはあたかも自然状態における個人と同様、自己の欲するままの意思をもてばたりる。その代表方法のいかんをとわず、またその集会の方法、討議の方法がいかなるものであっても、彼らが人民の特別の委任 (*une commission extraordinaire des peuple*) にもとづいて行動することを無視しえないかぎり——彼らに委任した国民がいかにしてそれを無視することができようか——彼らの共同意思は国民自身の共同意思に相当するのである。」²⁰

(2) 他方、これに対して、「国民はその普通代表に対しては、ここに論じるあたらしい任務をあたえることはできない」。すなわち、「もちろん、同一の人びとがそれぞれにことなった団体の設立に協力することは可能である。しかし、特別代表団が普通の立法機関とことなることはつねに真理

である。特別代表団は、特殊な権力である。これに対して、普通代表団は、所定の手続と条件にしたがってのみこれを発動することができる。特別代表団は、なんらの方式にも拘束されない。特別代表団は国民自身と同様に、自由に集合し討議するのであって、それはあたかも国民を組織する個人が少人数である場合に同一の場所に全員が集合してみずから憲法を制定することと同じである」^⑪。

(4) 憲法改正の無限界性

(1) シェイエスは、「もし多数の市民が特別代表を選任したと仮定すれば、三つの階級の区別はどのようになるか」と問い合わせを発し、その回答として「あらゆる社会の階級の全廃」の可能性——むしろ必然性——があることを強調した。

なぜなら、「国民はいつでもその憲法を改正することができる。とくに、憲法に関して疑義が生じる場合には、それに対して憲法改正が問題とされないという事態はありえない。今日、あらゆる人びとがこのことを認識している」^⑫からである。

のことから、すんでシェイエスによれば、フランスにおいて憲法がすでに存在していると仮定する場合においても——それがたとえ特權身分のための憲法であって、そこでは（1）市民の身分による区別が前提とされ、さらには（2）国民意思を決定するに際しては、各身分の影響力が等しいということが憲法の定めるところであるとしても——「すでに明瞭に論証したように、国民はこれらを意のままに変更する力をもっている」^⑬といるべきである。

(2) 憲法を変更するこのような国民の権力は、すでに述べたように、「特別代表団」を通して行使される。この特別代表団は、「そのあたえられた義務に関して、つねに国民それ自体を代表する」^⑭。

以上のようにして、シェイエスにおいて、「特別代表だけが憲法を改正し、あるいはわれわれにひとつの憲法をあたえうる」のであり、来るべき全国三部会の構成をめぐる問題に対する結論として、「この憲法を制定することができる国民の代表団は、身分の区別とは関係なく構成されなければならない」²⁵ことが主張されたのであった。

注：

- (1) E.-J. Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers Etat?*, 1789, Collection Quadrige 30 PUF 1989, Préface de Jean Tulard, p.64.
- (2) *ibid.*, p.37.

第三身分のみでは三部会を組織することはできないとする特權身分の主張に対して、シェイエスの主張は、次のようにむしろ第三身分のみで構成される国民議会の設立の要求へと向かった。

すなわち、「第三身分が国民に有益な仕方でその参政権をもちたいと望むとすれば、第三身分は今後なにをなすべきであろうか。それを実現するには、二つの方法がある。その第一の方法によるなら、第三身分は特權身分とは別に集合すべきである。貴族および聖職者に協力してはならず、身分によっても、また人数によっても、彼らとは席をともにしてはならない。第三身分の会議とその他の二つの身分の会議との間には、天と地ほどのちがいがあることに注意をする必要がある。すなわち、第三身分は、2500万人を代表して、国民の利益にたって討議する。しかし、その他の二つの身分は、彼らだけで集合してもそれはわずかに二万人内外の人びとの代表であるにすぎず、みずから利益のみを念頭においているにすぎない。人びとは第三身分のみで三部会を構成することはできない、というであろう。しかし、それは願ってもない幸せである。第三身分は国民議会（Assemblée nationale）を作るであろう」(*ibid.*, p.79.)。

- (3) *ibid.*, p.65.
- (4) *ibid.*, p.70.
- (5) *ibid.*, p.79.
- (6) *ibid.*, p.64.
- (7) *ibid.*, pp.66-67.
- (8) *ibid.*, p.67.
- (9) *ibid.*, p.67.
- (10) *ibid.*, p.67.
- (11) *ibid.*, pp.67-68.

- (12) ibid., p.68.
- (13) ibid., p.67.
- (14) ibid., p.70.
- (15) ibid., p.68.
- (16) ibid., p.70.
- (17) ibid., p.69.

シェイエスの理論において、国民は実定法に拘束されることはありえない。かりに、国民の眼前にすでに憲法があったとしても、国民はそれに拘束されることはない。したがって、特權身分の主張する王国の「基本法」あるいは「憲法」が来るべき全国三部会が身分別に構成され運営されるべきことを要請しており、その憲法上の要請にしたがって国王が三部会を招集しても、第三身分すなわち国民はその招集の内容にしたがう必要はないことになる。

そして、そのような第三身分の抵抗は、シェイエスにおいて、けっして「権力の篡奪」ではなく、「結合した人びとが国家に関するあらゆる権利をもつ」(ibid., p.65.) という社会契約理論から必然的に帰結される公理であるといってよいものである。

- (18) ibid., p.70.
- (19) ibid., p.70.
- (20) ibid., p.71.
- (21) ibid., pp.71-72.
- (22) ibid., p.73.
- (23) ibid., pp.73-74.
- (24) ibid., p.71.
- (25) ibid., p.75.